

「新しい公共」に関する取組について

内閣府

平成24年9月6日

1. 「新しい公共」についてのこれまでの 取組について

「新しい公共」についてのこれまでの取組 ①

【鳩山内閣の取組】

- ・ 平成21年10月、鳩山元総理が、第173回臨時国会・総理所信表明演説において、「新しい公共」の考え方を提示

私が目指したいのは、人と人が支え合い、役に立ち合う「新しい公共」の概念です。「新しい公共」とは、人を支えるという役割を、「官」と言われる人たちだけが担うのではなく、教育や子育て、街づくり、防犯や防災、医療や福祉などに地域でかかわっておられる方々一人ひとりにも参加していただき、それを社会全体として応援しようという新しい価値観です。

国民生活の現場において、実は政治の役割は、それほど大きくないのかもしれませんが。政治ができることは、市民の皆さんやNPOが活発な活動を始めたときに、それを邪魔するような余分な規制、役所の仕事と予算を増やすためだけの規制を取り払うことだけかもしれません。しかし、そうやって市民やNPOの活動を側面から支援していくことこそが、二十一世紀の政治の役割だと私は考えています。

新たな国づくりは、決して誰かに与えられるものではありません。政治や行政が予算を増やしさえすれば、すべての問題が解決するというものでもありません。国民一人ひとりが「自立と共生」の理念を育み発展させてこそ、社会の「絆」を再生し、人と人との信頼関係を取り戻すことができるのです。

私は、国、地方、そして国民が一体となり、すべての人々が互いの存在をかけがえのないものだと感じあえる日本を実現するために、また、一人ひとりが「居場所と出番」を見いだすことのできる「支え合って生きていく日本」を実現するために、その先頭に立って、全力で取り組んでまいります。

- ・ 平成21年12月、平成22年度税制改正大綱において、寄附税制や公益活動を担う法人に係る税制等について検討するため、政府税制調査会の下に市民公益税制PTの設置を決定
 - ⇒ 税額控除の導入等、寄附税制の拡充や認定特定非営利活動法人の認定基準の見直しなど、市民公益税制の改革の方向性について中間報告書を取りまとめ(22年4月)
- ・ 平成22年1月、総理主催の「新しい公共」円卓会議を設置
 - ⇒ 「新しい公共」宣言をとりまとめ、「新しい公共」における国民、企業、行政の役割や寄附税制のあり方等を提示(22年6月)
 - ⇒ あわせて、「新しい公共」円卓会議における提案と制度化等に向けた政府の対応」を取りまとめ(22年6月)

「新しい公共」についてのこれまでの取組 ②

〔菅内閣の取組〕

- ・ 「新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)」において、「新しい公共」を「21の国家戦略プロジェクト」の一つとして位置付け
- ・ 平成22年10月、「新しい公共」円卓会議の後継として「新しい公共」推進会議を設置
⇒ 政府と市民セクターとの関係、情報開示・発信基盤の整備、「新しい公共」による被災者支援活動に関する制度等について、提案をとりまとめ(～23年7月)
- ・ 平成22年12月、市民公益税制PTにおいて、4月の中間報告で示された方向性に基づき、所得税・個人住民税と併せて50%まで税額控除を可能とする等の市民公益税制の抜本的改革を提言。
⇒ 平成23年度税制改正による寄附税制の拡充、特定非営利活動促進法の改正(23年6月)

〔野田内閣の取組〕

- ・ NPOだけでなく、公益法人、社会福祉法人、学校法人、企業も「新しい公共」の重要な担い手として、各分野の代表者をメンバーに加え、引き続き総理主催により「新しい公共」推進会議を開催
- ・ 改正特定非営利活動促進法の施行。認証・認定事務が一元的に都道府県・政令指定都市に移管され、仮認定を含む新認定制度がスタート(24年4月)

「新しい公共」宣言 要点（「新しい公共」円卓会議による提案）

- ◇ 「新しい公共」とは、「支え合いと活気のある社会」を作るための当事者たちの「協働の場」である。そこでは、「国民、市民団体や地域組織」、「企業」、「政府」等が、一定のルールとそれぞれの役割をもって当事者として参加し、協働する。（次ページの「イメージ図」参照。）
- ◇ 「新しい公共」の主役は国民である。国民自身が、当事者として、自分たちこそが社会を作る主体であるという気持ちを新たにし、ひとりひとりが日常的な場面でお互いを気遣い、人の役に立ちたいという気持ちで、それぞれができることをすることが「新しい公共」の基本だ。ひとりでは到底解決できないような大きな社会問題は多いが、大きな問題だからこそ、ひとりひとりの気持ちと、身近かなことを自分から進んで行動することが大事なのだ。
- ◇ 企業も「新しい公共」の重要な担い手である。企業は、社会から受け入れられることで市場を通して利益をあげるとともに、持続可能な社会の構築に貢献することにより、「経済的リターン」と「社会的リターン」の両方を実現することが可能なはずだ。しかし、昨今のグローバル経済システムは、利潤をあげることのみが目的化し、短期的利益を過度に求める風潮が強まり、その行き過ぎの結果、「経済的リターン」と「社会的リターン」を同時に生み出すことができない状況も起きている。「新しい公共」を考えることは、資本主義のあり方を見直す機会でもある。一方、NPOや社会的課題を解決するためにビジネスの手法を適用して活動する事業体が継続的な活動を行える仕組みを作る事は、よりよい社会を構築するための多様性を確保するという視点から重要である。
- ◇ 「新しい公共」を実現するには、公共への政府の関わり方、政府と国民の関係のあり方を大胆に見直すことが必要である。政府は、思い切った制度改革や運用方法の見直し等を通じて、これまで政府が独占してきた領域を「新しい公共」に開き、「国民が決める社会」を作る。
 - ・税額控除の導入、認定NPOの「仮認定」とPST基準の見直し、みなし寄附限度額の引き上げ等を可能にする税制改革を速やかに進め、特に、円卓会議における総理からの指示（税額控除の割合、実施時期、税額控除の対象法人）を踏まえて検討を進める事を強く期待する。
 - ・関係各省庁の壁を乗り越え、「特区」などを活用して社会イノベーションを促進する体制を政府一体となって作る事、および、政府、企業、NPO等が協働で社会的活動を担う人材育成と教育の充実を進めることが重要。
 - ・国や自治体等の業務実施にかかわる市民セクター等との関係の再編成について、依存型の補助金や下請け型の業務委託ではなく、新しい発想による民間提案型の業務委託、市民参加型の公共事業等の仕組みを創設することが必要。
 - ・公的年金の投資方針の開示の制度化による社会的責任投資の推進をすることが望まれる。
- ◇ 「新しい公共」が作り出す社会は、すべての人に居場所と出番があり、みな人が役に立つことの喜びを大切にする社会であるとともに、その中から、さまざまな新しいサービス市場が興り、活発な経済活動が展開され、その果実が社会に適正に戻ってくる事で、ひとびとの生活が潤うという、よい循環の中で発展する社会である。さらに、つながりの中で新しい発想による社会のイノベーションが起こり、「新しい成長」が可能となるであろう。
- ◇ なお、今後の政府等の対応などをフォローアップし、また、「新しい公共」について引き続き議論をする場を設けることが望ましいと考える。

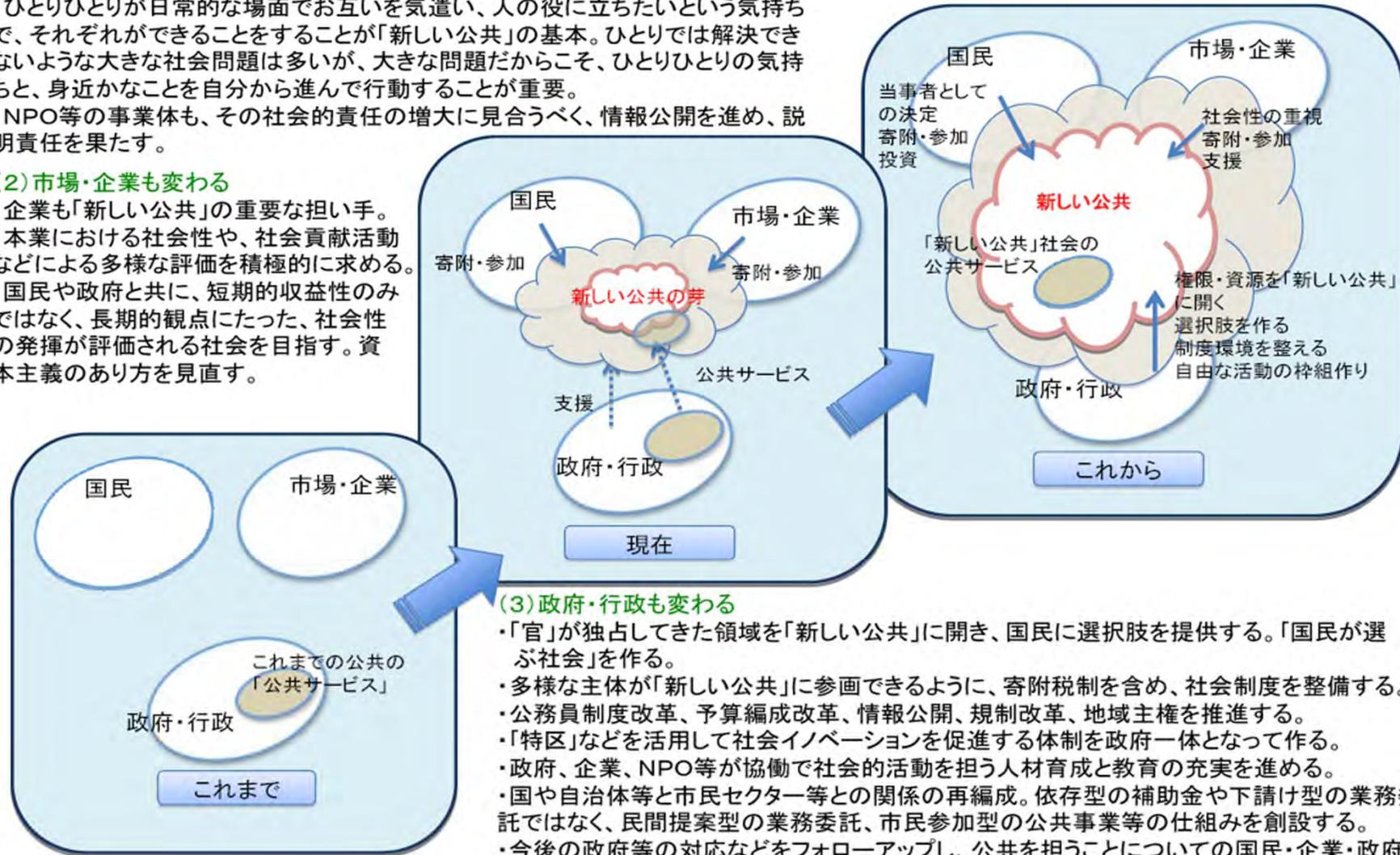
「新しい公共」のイメージ図

(1) 国民も変わる

- ・「お上依存」から、自らが選択する当事者へ。
- ・自らが当事者だという気持ちをもって行動する。
- ・ひとりひとりが日常的な場面でお互いを気遣い、人の役に立ちたいという気持ちで、それぞれができることをすることが「新しい公共」の基本。ひとりでは解決できないような大きな社会問題が多いが、大きな問題だからこそ、ひとりひとりの気持ちと、身近かなことを自分から進んで行動することが重要。
- ・NPO等の事業体も、その社会的責任の増大に見合うべく、情報公開を進め、説明責任を果たす。

(2) 市場・企業も変わる

- ・企業も「新しい公共」の重要な担い手。
- ・本業における社会性や、社会貢献活動などによる多様な評価を積極的に求める。
- ・国民や政府と共に、短期的収益性のみではなく、長期的観点にたった、社会性の発揮が評価される社会を目指す。資本主義のあり方を見直す。



(3) 政府・行政も変わる

- ・「官」が独占してきた領域を「新しい公共」に開き、国民に選択肢を提供する。「国民が選ぶ社会」を作る。
- ・多様な主体が「新しい公共」に参画できるように、寄附税制を含め、社会制度を整備する。
- ・公務員制度改革、予算編成改革、情報公開、規制改革、地域主権を推進する。
- ・「特区」などを活用して社会イノベーションを促進する体制を政府一体となって作る。
- ・政府、企業、NPO等が協働で社会的活動を担う人材育成と教育の充実を進める。
- ・国や自治体等と市民セクター等との関係の再編成。依存型の補助金や下請け型の業務委託ではなく、民間提案型の業務委託、市民参加型の公共事業等の仕組みを創設する。
- ・今後の政府等の対応などをフォローアップし、公共を担うことについての国民・企業・政府等の関係のあり方について引き続き議論をする場を設ける。

政府における「新しい公共」に関する取組のフォローアップ

※ 第8回「新しい公共」推進会議資料(平成24年1月12日)を基に作成

(1) 「新しい公共」円卓会議の提案と制度化等に向けた政府の対応

| 提 案 | 対 応 状 況 |
|---------------------------------|--|
| 寄附税制の見直し | <p>○ 税額控除の導入 平成23年度税制改正により、認定特定非営利活動法人及び一定の要件を満たした公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人への寄附金に係る税額控除の導入等を実施した。</p> <p>○ 特定非営利活動法人の認定基準の見直し PST要件について、平成23年度税制改正により、従来の相対値基準(寄附金の総収入に占める割合が1/5以上)に加えて、絶対値基準(各事業年度に3,000円以上の寄附を平均100人以上から受けること)を設けた他、事務所所在地の自治体から条例による個別指定を受けた法人はPST要件を満たすものとした。</p> <p>○ 仮認定の創設 改正特定非営利活動促進法により新認定制度を創設し、設立後5年を経過しない法人についてPST要件を免除する仮認定制度を導入(平成24年4月施行。経過措置規定により、施行後3年間は全法人が仮認定を申請可)。</p> |
| ソーシャルキャピタル育成の支援 | <p>○ 新しい公共支援事業【内閣府、8,750百万円(H22年度補正)、879百万円(H23年度3次補正)】 「新しい公共」が自立的に発展する基盤づくりを図るため、NPO等の活動基盤整備、寄附募集、融資利用の円滑化を支援するとともに、NPO、地方公共団体、企業等が協働する取組を支援する。</p> |
| 社会的活動を担う人材育成 | <p>○ 被災地での起業と復興に係る人材育成の支援【内閣府、3,200百万円(H23年度3次補正)】 被災地における起業と雇用を創出するため、「復興支援型」の事業を通じて、被災地での起業支援と復興に役立つ人材の育成を重点的に支援(平成24年度末まで)。</p> |
| 国・自治体等の業務実施にかかわる市民セクター等との関係の再編成 | <p>○ 民間の担い手によるまちづくり活動の促進【国土交通省、182百万円】 市民・企業・NPOなどの知恵・人的資源等を引き出す先導的な都市施設の整備・管理の普及を図るため、まちづくり会社等の民間主体によるまちづくり計画・協定の策定や、都市再生特別措置法の都市利便増進協定等に基づく施設整備等に対して、国が補助を行う。</p> |
| 企業の公共性や社会性に目を向けた経営支援 | <p>○ 大震災復興に係るソーシャルビジネスの創出支援【経済産業省、200百万円(H24年度政府予算案)】 被災地におけるソーシャルビジネスのノウハウ移転や新規事業創出支援、成果の普及啓発等を補助。</p> |

(2) 「新しい公共」推進会議の提案と制度化等に向けた政府の対応

| 提 案 | 対 応 状 況 |
|---|--|
| <p>政府と市民セクターとの関係のあり方の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な「新しい公共」の担い手の参画 ・適切な公契約の実施 ・政府と市民セクターの人材交流の促進 ・職員の市民活動への参加の奨励 等 | <p>左記の「新しい公共」推進会議の提案の実現に向けて、政府内において通知等により周知徹底を図るとともに、地方公共団体に対して説明会等により普及啓発を行い同様の取組を促進。</p> |
| <p>情報開示・発信基盤の整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人に関する閲覧情報のインターネットでの開示 ・基本情報の提供体制の整備 ・市民からの苦情等への対応 等 | <p>NPO法人の情報開示発信基盤としての新NPO法人ポータルサイトについて、「新しい公共」推進会議の提言において提示された論点を踏まえながら整備(平成24年度より稼働)。</p> |
| <p>「新しい公共」による被災者支援活動等に対する後押し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「熟議」による復興の街づくりの促進及び必要に応じた支援の実施 ・「新しい公共」による支援を応援する資金面での環境整備 ・新しい地域づくり支援のための総合的な支援拠点の整備 等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 新しい公共支援事業【内閣府、879百万円(H23年度3次補正)】 東日本大震災被災地域等において、支援拠点の整備、まちづくり支援などに対する「新しい公共」の担い手の取り組みを引き続き支援するとともに、平成23年度補正予算において、被災3県の新しい公共支援事業基金を積み増し。 ○ 指定寄附金の指定【財務省】 ボランティア団体等が行う被災者支援活動のために中央共同募金会が募集する寄附金、被災者支援活動を自ら行う認定特定非営利活動法人及び公益社団・財団法人が募集する寄附金等を指定寄附金として指定 ○ 地域づくりに係る中間支援組織に対する支援【国土交通省、198百万円(H23年度3次補正)】 地元企業、地縁組織、NPO等の多様な主体により、被災地における的確な行政サービスの代行・補完を行うため、被災地で活動する中間支援組織を支援。 |

(3) 「新しい公共」関連予算額

平成23年度補正・平成24年度当初： 6,125億円 (24年1月集計)

(参考)平成22年度補正・平成23年度当初：2,092億円(23年1月集計)

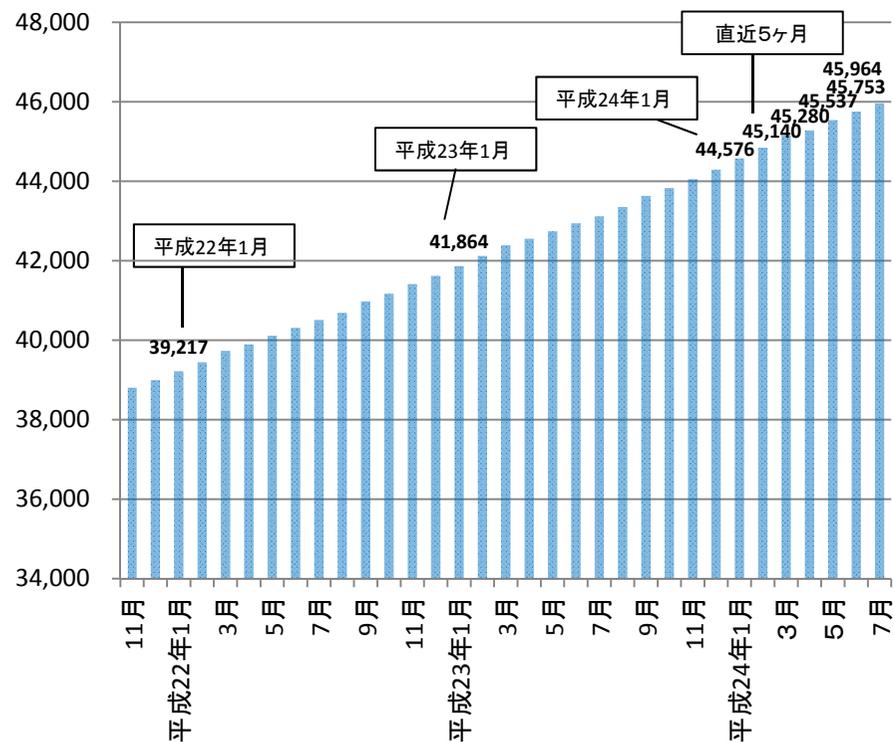
※円卓会議・推進会議の提案に対する政府対応のフォローアップにおいて、各省庁から回答とあった事業の予算額を集計したもの。
集計額には、予算事業の一部又は内数とされているものも含まれる。

2. 寄附税制及び認定特定非営利活動 法人制度の活用状況

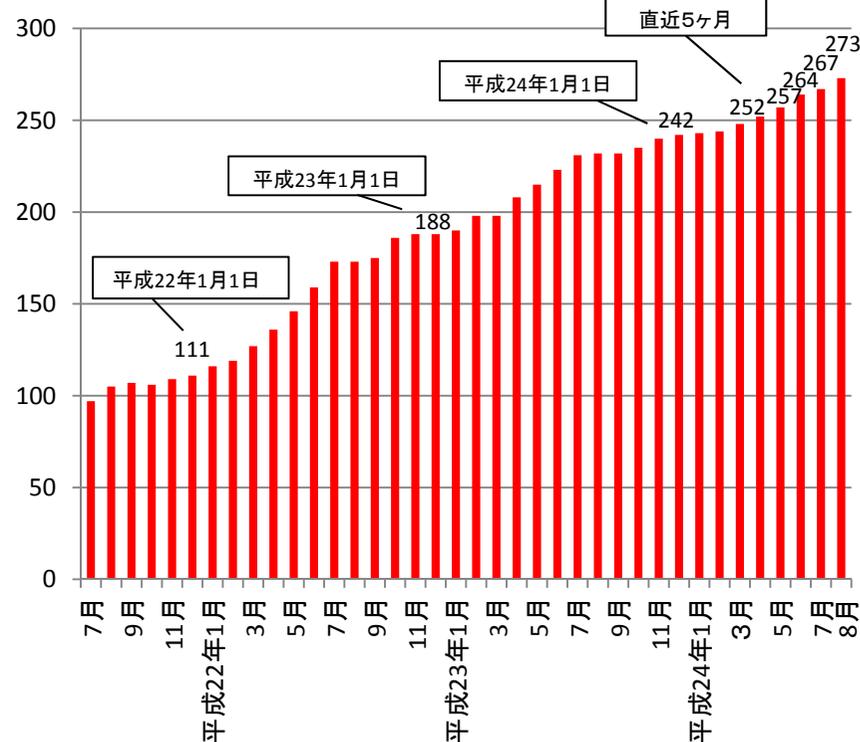
特定非営利活動法人の認証数及び認定数の推移

○特定非営利活動法人の認証数、認定数ともに緩やかに増加。

①認証特定非営利活動法人数の推移



②認定特定非営利活動法人数の推移



| | 平成11年 | 平成12年 | 平成13年 | 平成14年 | 平成15年 | 平成16年 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年7月末 /認定は9月1日現在 |
|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------------------------|
| 認証法人数 | 23 | 1,724 | 3,800 | 6,596 | 10,664 | 16,160 | 21,286 | 26,395 | 31,115 | 34,371 | 37,198 | 39,734 | 42,387 | 45,964 |
| 認定法人数 | — | — | — | 3 | 12 | 22 | 30 | 40 | 58 | 80 | 93 | 127 | 198 | 273 |

※特定非営利活動促進法は平成10年12月施行。認定制度は平成13年10月に創設。

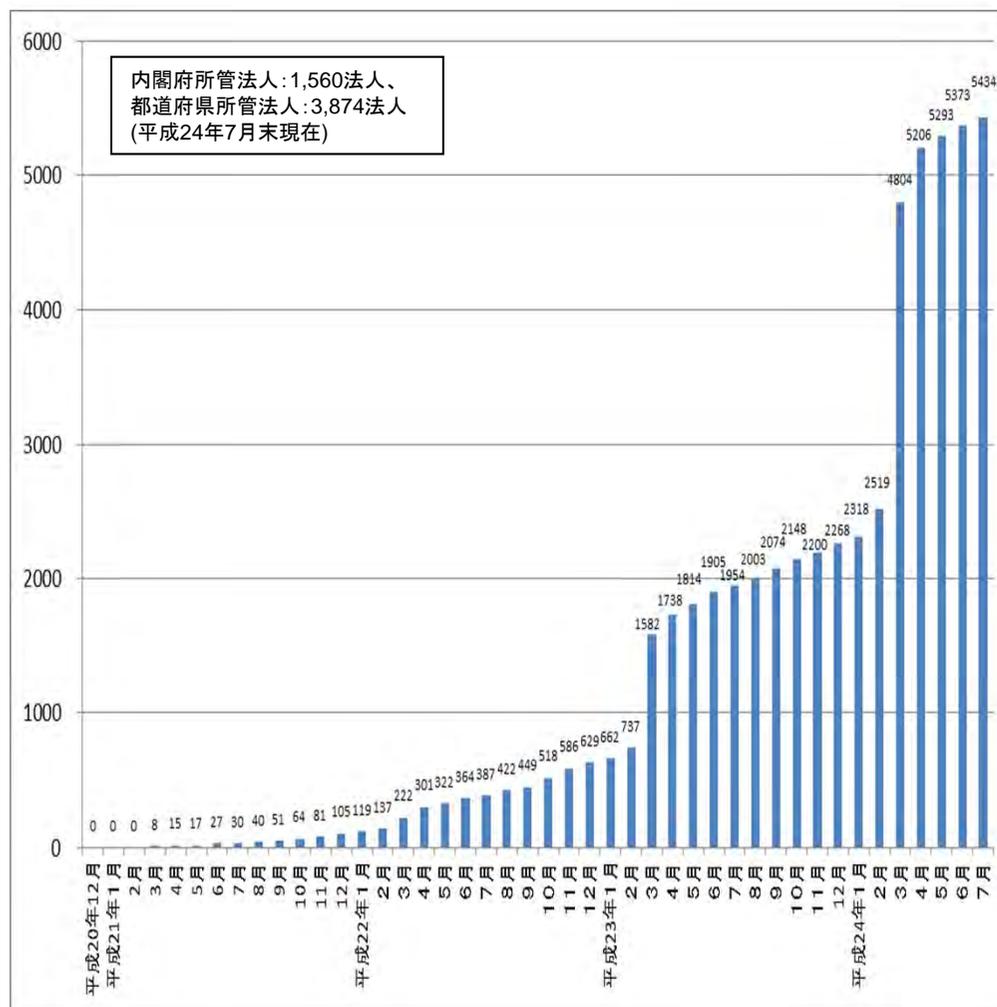
※認証法人数は各年3月末現在、認定法人数は各年4月1日現在の認定の有効期限内にある法人数を示す。

※右表「認定特定非営利活動法人の推移」は、毎月1日現在の数字であるが、左表と比較しやすいよう、前月末と表示。

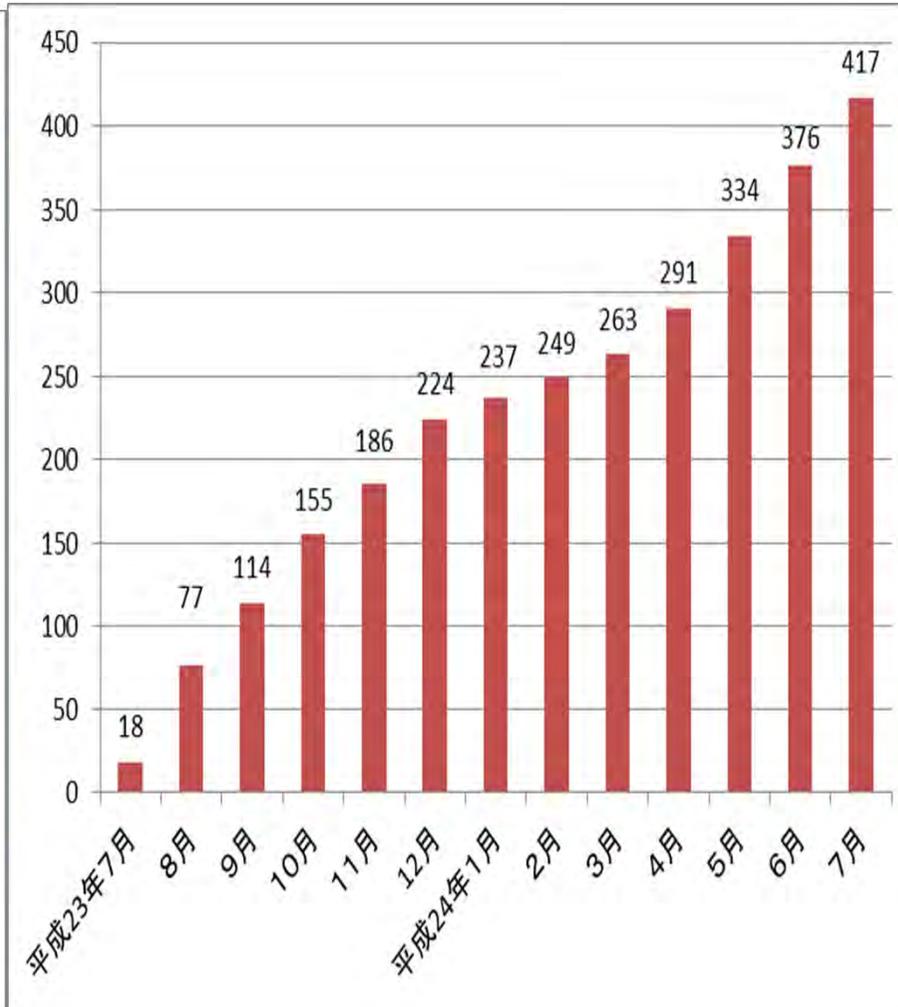
公益法人数とその税額控除対象数の推移

公益法人の認定件数は近年大幅に増加している。また、税額控除の証明を受けた公益法人数は、本年7月時点で417法人となっている。

①公益法人の認定件数の推移(内閣府所管、都道府県所管法人の合計値)



②税額控除の証明を受けた公益法人数の推移



※平成23年11月に行ったアンケート結果によると、今後、移行期間(平成20年12月～平成25年11月)内に約600法人からの移行認定申請があり、移行期間終了時(平成25年11月)には内閣府所管の公益法人は約2,100法人以上となる見込み。

税額控除対象法人数一覧

()内は集計時点

| | 法人数 | | 税額控除の対象法人数 | |
|------------------|------|-------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| | | | | うち絶対値基準(注) |
| 公益社団法人 公益財団法人 | 全体 | 5,434 (H24/7/31) | 417 (H24/7/31) | 324 (H24/7/31) |
| | 国所管 | 1,560 (H24/7/31) | 206 (H24/7/31) | 159 (H24/7/31) |
| | 地方所管 | 3,874 (H24/7/31) | 211 (H24/7/31) | 165 (H24/7/31) |
| 学校法人 | 全体 | 7,951 (H24/5/1) | 301 (※)時点の異なる国所管法人と地方所管法人の単純合計 | 298 (※)時点の異なる国所管法人と地方所管法人の単純合計 |
| | 国所管 | 673 (H24/5/1) | 231 (H24/6/30) | 230 (H24/6/30) |
| | 地方所管 | 7,278 (H24/5/1) | 70 (H24/5/31) | 68 (H24/5/31) |
| 社会福祉法人 | 全体 | 18,988 (H24/3/31) | 325 (※)時点の異なる国所管法人と地方所管法人の単純合計 | 315 (※)時点の異なる国所管法人と地方所管法人の単純合計 |
| | 国所管 | 330 (H24/3/31) | 32 (H24/7/1) | 31 (H24/7/1) |
| | 地方所管 | 18,658 (H24/3/31) | 293 (H24/4/1) | 284 (H24/4/1) |
| 更生保護法人 | | 165 (H24/6/25) | 48 (H24/6/25) | 24 (H24/6/25) |
| 特定非営利活動法人 | | 45,964 (H24/7/31) | 273 (H24/9/1) | 12 (H24/9/1) |

(注)H23年度税制改正により、PST基準について、

- ①相対値基準（寄附金が総収入に占める割合が1/5以上）に加えて、
- ②絶対値基準（各事業年度に3,000円以上の寄附を平均100人以上から受けること）等が導入された。

認定制度の申請状況等について

(1) 認定申請について

○新認定制度施行後、4月1日～7月31日までの間に80件(認定51件、仮認定29件)の申請を受理
(平成23年同時期(4月1日～7月31日)の申請件数は15件)

- ・認定申請: 東京都、青森県、群馬県、愛知県、佐賀県、さいたま市、大阪市、神戸市
- ・仮認定申請: 東京都、石川県、島根県、長崎県、横浜市、川崎市、大阪市 など

○平成23年度税制改正後の旧認定制度(平成23年7月～平成24年3月末)での申請件数は62件。
うち認定19件、審査中12件、取下げ31件(平成23年度申請件数75件、22年度90件、21年度86件)

○8月31日現在、佐賀県が認定1、群馬県が認定1、大阪市が認定2、仮認定1、川崎市が仮認定1を行ったところ。

| | 認定 申請件数 | 仮認定 申請件数 | 認定・仮認定 申請件数 (合計) |
|----|------------|-------------|------------------------|
| 4月 | 3 | 1 | 4 |
| 5月 | 13 | 5 | 18 |
| 6月 | 16 | 11 | 27 |
| 7月 | 19 | 12 | 31 |
| 累計 | 51 | 29 | 80 |

| 所轄庁 | 区分 | 法人名 | PST基準 | 認定(仮認定)有効期間 | |
|-----|-----|---------------------------|-------|-------------|------------|
| 佐賀県 | 認定 | 特定非営利活動法人 日本IDDMネットワーク | 絶対値 | 平成24年8月3日 | 平成29年8月2日 |
| 群馬県 | 認定 | 特定非営利活動法人 じゃんけんぼん | 絶対値 | 平成24年8月17日 | 平成29年8月16日 |
| 大阪市 | 認定 | 特定非営利活動法人 大阪NPOセンター | 相対値 | 平成24年8月27日 | 平成29年8月26日 |
| 大阪市 | 認定 | 特定非営利活動法人 ゆめ風基金 | 絶対値 | 平成24年8月31日 | 平成29年8月30日 |
| 大阪市 | 仮認定 | 特定非営利活動法人 西日本がん研究機構 | — | 平成24年8月31日 | 平成27年8月30日 |
| 川崎市 | 仮認定 | 特定非営利活動法人 ぐらすかわさき | — | 平成24年8月31日 | 平成27年8月30日 |

新認定制度の周知の状況

(2) 新制度の周知について

○全国の特定非営利活動法人に対して、法改正に伴う留意事項に関するお知らせ（葉書）を一斉送付

○地方公共団体への説明会を23年度中に全国20ヶ所で開催。24年度に入って4ヶ所で開催。今夏に更に6ヶ所で開催（8月20日～9月3日）

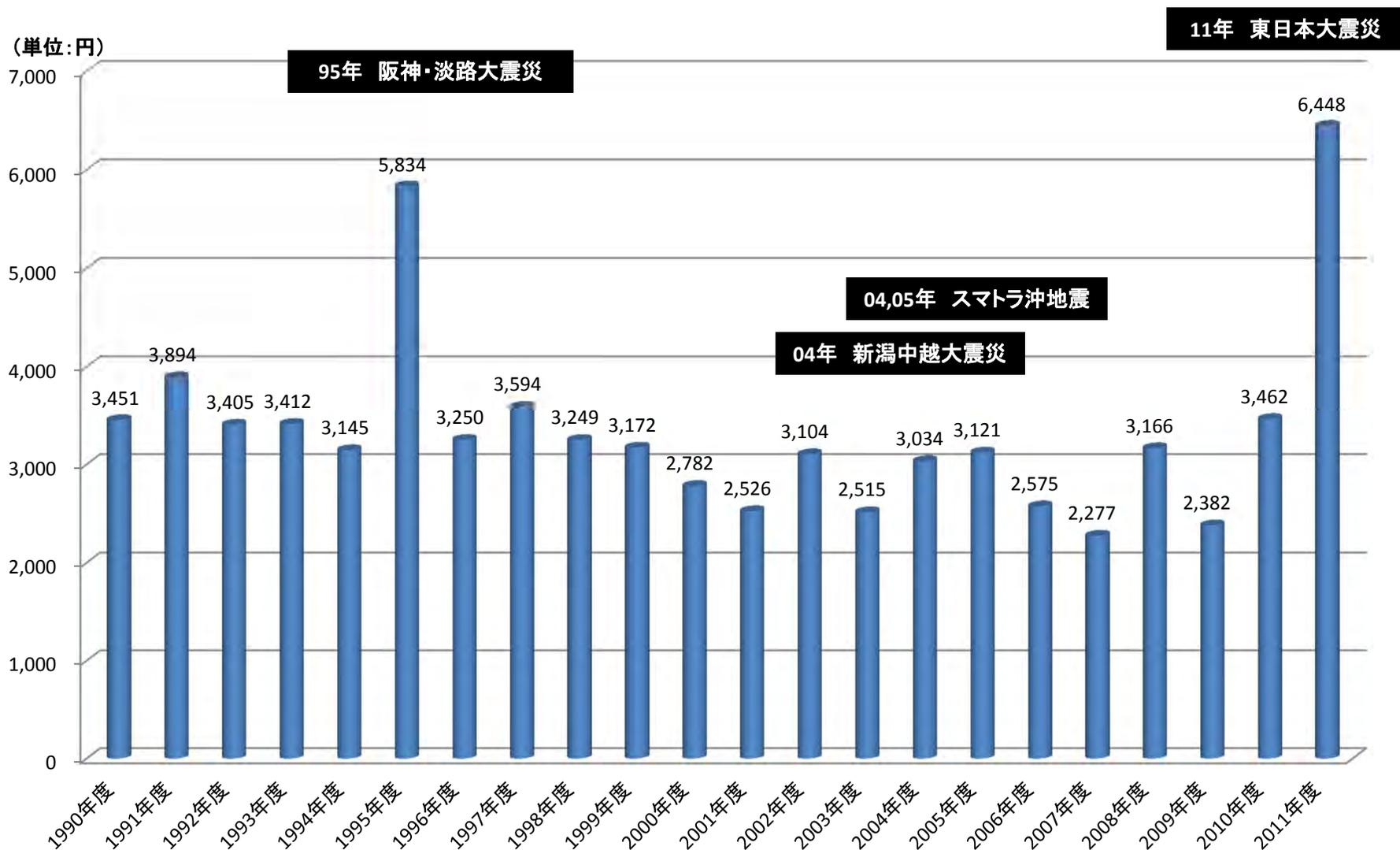
○パンフレット、リーフレット（各1万冊）、手引き（5,500冊）を地方団体に配布、電子媒体でも提供

○地方公共団体による説明会：58都道府県・政令市、累計219回（平成24年3月末までに内閣府へ情報提供のあったものの集計値）

○改正特定非営利活動促進法に基づき法人情報等を迅速に提供するため、「新しい公共」推進会議の提言を踏まえて、「特定非営利活動法人ポータルサイト」を整備し、平成24年4月より稼働。さらに、年内には、行政が入力する基本情報に加え、法人から提出された閲覧書類（定款、事業報告書、活動計算書、財産目録）を閲覧可能とすることを予定。

○被災3県において、上述の説明会とは別途、説明会等を実施
・福島県 8/9（木） ・宮城県 8/21（火） ・岩手県 8/23（木） 等

一世帯当たり個人寄附の推移(1990年度-2011年度)



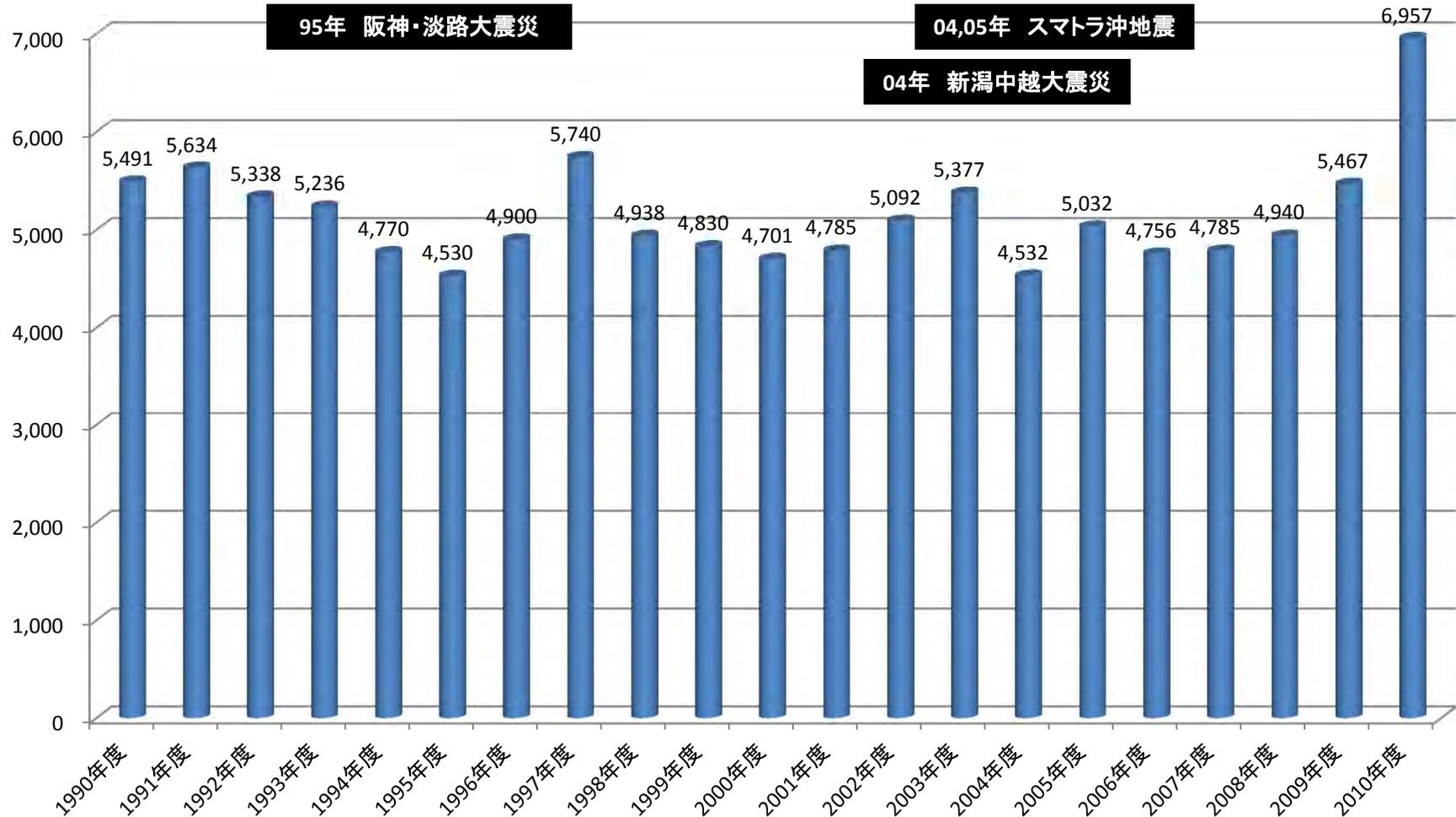
出所:総務省統計局「家計調査」

※ 国民生活における家計収支の実態を把握して、国の経済政策・社会政策の立案のための基礎資料を提供するため、総務省統計局が毎月実施している統計調査。調査対象は、学生の単身世帯を除く全国の消費者世帯から無作為抽出された約 15 9,000世帯。

法人寄附の推移(1990年度-2010年度)

(単位:億円)

11年 東日本大震災



出所:国税庁「会社標本調査(税務統計からみた法人企業の実態)」

※ 内国普通法人(一般社団・財団法人等を除く)を対象とし、資本金階級別及び業種別の実態を明らかにし、併せて租税収入の見積り、税制改正及び税務行政の運営等の基礎資料とすることを目的に、国税庁が毎年実施している標本調査。

2006年までは「2-1月決算ベース」、2007年以降は「4-3月決算ベース」の値。

3. 特定非営利活動法人をめぐる制度の変遷

最近の主な制度改正

◎平成22年度(認定手続の簡素化等)

- 1度認定された法人については、2回目以降の認定申請を行う際、原則として、書面審査のみ
- 初回認定を受けようとする特定非営利活動法人のPST等の実績判定期間を2年とすることができる特例の適用期限を1年延長
- 認定特定非営利活動法人の申請書の添付書類及び各事業年度の報告書類等の簡素化等

◎平成23年度

○ 所得税について税額控除との選択制を導入(最高控除率50%)

- ・所得税の控除額(税額控除を選択した場合)

⇒(寄附金額 - 2000円) × 40%

※所得税に加え、個人住民税において、都道府県が指定した寄附金は4%、市区町村が指定した寄附金は6%、双方が指定した場合は10%控除される。

○ PSTについて

- ・ 相対値基準の割合を1/5以上とする特例及び小規模法人の特例の恒久化
- ・ 以下の要件を追加し選択して適用できることとする
 - 絶対値基準(寄附金総額が年3,000円以上の者が年平均100人以上)
 - 地方公共団体が個別に条例指定したもの

PSTとは

「パブリック・サポート・テスト」の略。広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準。

- 初回認定の特定非営利活動法人の実績判定期間を2年とする 等

◎平成24年度(仮認定制度の導入等)

- 特定非営利活動促進法の一部改正により、新たな認定制度による認定を受けた法人(以下「新認定法人」という。)等に係る以下の税制上の措置を整備
 - ・ 新認定法人のみなし寄附金の損金算入限度額を社会福祉法人等と同等の限度額(所得金額の50%又は200万円のいずれかの大きい金額)に引上げ
 - ・ 設立初期の法人には財政基盤が弱い法人が多いことから、1回に限りスタートアップ支援としてPST基準を免除した仮認定(3年間有効)制度を導入
 - ・ 仮認定を受けた特定非営利活動法人について、寄附金控除等の対象とする 等

寄附金控除の概要

【改正前】

○ 以下の寄附について、所得控除

- ① 国又は地方公共団体に対する寄附金
- ② 指定寄附金
- ③ 特定公益増進法人に対する寄附金
- ④ 認定NPO法人に対する寄附金
- ⑤ 政治活動に関する寄附金（特定の政治献金）

〔所得控除額〕

寄附金額－2,000円

※対象となる寄附金額の上限：総所得金額の40%

【改正後：税額控除の導入】

○ 以下の寄附について、税額控除制度を導入
（現行の所得控除制度との選択制）
※平成23年分以後の所得税から適用

- ① 認定NPO法人に対する寄附金
 - ② 次の特定公益増進法人に対する寄附金
 - ・公益社団・財団法人
 - ・学校法人
 - ・社会福祉法人
 - ・更生保護法人
- 以下の要件を満たすもの
①PSTと同様の要件
（絶対数で判定する方式を含む。）
②情報公開要件

〔税額控除額〕

（寄附金額－2,000円）×40%

⇒住民税10%と合わせ50%の税額控除が可能。

（都道府県（4%）と市町村（6%）がともに控除の対象としている場合）

※対象となる寄附金額の上限：総所得金額の40%

※控除税額の上限：所得税額の25%

（参考）近年の寄附金控除の拡充

17年度改正 控除可能限度額を総所得金額の25%⇒30%の引上げ

18年度改正 適用下限額を1万円⇒5千円に引下げ

19年度改正 控除可能限度額を総所得金額の30%⇒40%に引上げ

22年度改正 適用下限額を5千円⇒2千円の引下げ

(参考)認定特定非営利活動法人制度の主な改正の経緯

【参考】制度創設時のパブリック・サポート・テスト(PST)の算式

$$\frac{\text{寄附金、助成金、(寄附金の性質を有する)会費}}{\text{総収入金額(寄附金、助成金、会費、事業収入等)}} \geq \frac{1}{3}$$

- (注1) 分子には、役員・社員からの寄附金や一者当たり基準限度超過額(一者からの寄付金で受入寄附金総額の2%を超える部分)は含めない。
(注2) 分母には、国、地方公共団体からの補助金及び負担金は含めない。
(注3) 分子・分母には、少額寄附金(3,000円未満)や寄附者が明らかでない寄附金は含めない

◎認定要件の緩和(平成14年度改正)

- PSTについて、役員・社員からの寄附金を分子に算入

◎認定要件の緩和、みなし寄附金制度(平成15年度改正)

- PSTについて、
 - ・ 3年間に限り、割合を1/5以上に引下げ
 - ・ 一者当たり基準限度超過額を受入寄附金総額の5%超に引上げ
 - ・ 少額寄附金を1,000円未満に引下げ
 - ・ 国等からの委託事業費及び国際機関からの補助金を分母から除外
- 「みなし寄附金」制度の導入
- 寄付金の損金算入限度額を所得金額の20%(改正前2.5%)に拡大

◎認定要件の緩和、申請手続きの簡素化(平成17年度改正)

- PSTについて、直近2事業年度等の平均により算定(各事業年度の割合は1/10以上)

- 共益的活動の制限に係る要件の緩和

- 申請書類及び報告書類の一部廃止

◎認定要件の緩和、閲覧書類の簡素化、小規模法人の特例

(平成18年度改正)

- PSTについて、
 - ・ 割合を1/5以上とする特例の適用期限を2年延長
 - ・ 一者当たり基準限度超過額及び親族関係者からの寄附金を「同一の者からの寄附金」とみなす取扱いの緩和
 - ・ 国等からの補助金を分子・分母に算入(分母から控除との選択適用)
 - ・ 社員からの会費を分子に算入
- 社員の親族に係る要件について、社員が100名以上の法人を除外
- 閲覧対象となる書類について、20万円以上の寄附金に関する事項及び従業員給与に関する事項の一部閲覧廃止
- 小規模法人について、2年間に限り、簡素な算式によるPSTを適用

◎認定要件の緩和、申請手続きの負担軽減(平成20年度改正)

- PSTについて、
 - ・ 割合を1/5以上とする特例期限を3年延長
 - ・ 小規模法人の特例の割合を1/5(改正前1/3)に引き下げたうえ、適用期限を3年延長
 - ・ 実績判定期間を原則として5年(改正前2年)に延長
 - ・ 各事業年度の基準(1/10以上)の廃止
 - ・ 一者当たり基準限度超過額を受入寄附金総額の10%(改正前5%)に引上げ
 - ・ 一定の独立行政法人等からの補助金又は委託の対価について、国等からの補助金又は委託の対価と同様の取扱いとする
- 社員の親族等及び特定の法人に係る要件の廃止
- 認定の有効期間を5年(改正前2年)に延長

◎認定手続きの簡素化等(平成22年度改正)

- 2回目以降の認定は、原則として、書面審査にて行う
- 初回認定を受けようとする特定非営利活動法人のPST等の実績判定期間を2年とすることができる特例の適用期限を1年延長
- 認定特定非営利活動法人の申請書の添付書類及び各事業年度の報告書類等の簡素化等

◎PST要件の見直し等(平成23年度改正)

- PSTについて、
 - ・ 割合を1/5以上とする特例及び小規模法人の特例の恒久化
 - ・ 以下の要件を追加し選択して適用できることとする
 - 絶対値基準(寄附金総額が年3,000円以上の者が年平均100人以上)
 - 地方公共団体が個別に条例指定したもの
- 初回認定の特定非営利活動法人の実績判定期間を2年とする
- 認定特定非営利活動法人のみなし寄附金について認定の取消しがあった場合の取戻し課税の創設

◎新たな認定制度の整備等に伴う税制の整備

- 特定非営利活動促進法の一部改正により、特定非営利活動法人の所轄庁が認定する新たな認定制度等が創設されたことに伴い、新たな認定制度による認定を受けた法人(以下「新認定法人」という。)等に係る以下の税制上の措置を整備
 - ・ 新認定法人について、寄附金控除等やみなし寄附金制度の適用対象とする
 - ・ 新認定法人のみなし寄附金の損金算入限度額を社会福祉法人等と同等の限度額(所得金額の50%又は200万円のいずれかの大きい金額)に引上げ
 - ・ 仮認定を受けた特定非営利活動法人について、寄附金控除等の対象とする

所得税及び個人住民税における寄付金控除制度の変遷

| 改正年度 | 方式 | | 適用下限額 | | 控除対象寄附金の限度額 | |
|---------|---------------------|---------|---------|---------|-----------------|-----------------|
| | 所得税 | 個人住民税 | 所得税 | 個人住民税 | 所得税 | 個人住民税 |
| 5 | 所得控除 | | 1万円 | 10万円 | 総所得の25% | |
| 平成17年 | | | | | 総所得の30%に 引上げ | |
| 平成18年 | | | 5千円に引下げ | | | |
| 平成19年 | | | | | 総所得の40%に 引上げ | |
| 平成20年 | | 税額控除に変更 | | 5千円に引下げ | | 総所得の30%に 引上げ |
| 5 | | | | | | |
| 平成22年 | | | 2千円に引下げ | | | |
| 平成23年 | 所得控除・税額控 除選択制の導入 | | | 2千円に引下げ | | |
| 平成24年現在 | | | | | | |

※国に対する寄附金、政党等に対する政治活動に対する寄附金を除く。

4. 寄附税制の国際比較

日本の特定非営利活動法人と米英独の非営利法人の制度比較

| | アメリカ | イギリス | ドイツ | 日本(特定非営利活動法人) |
|--------------------|---|--|--|--|
| 認定機関 | 内国歳入庁 | チャリティ委員会 | 税務署等 | 所轄庁 (都道府県、指定都市) |
| 認定要件(対象) | 以下の要件を満たす団体 (内国歳入法第501条(c)(3)) ^(注1) | 以下の要件を満たす団体 (2006年チャリティ法第2条) | 以下の要件等を満たす団体 (法人税法第5条(1)⑨) | 以下の要件を満たす団体 (特定非営利活動促進法第45条) |
| 本来事業 (公益性) | 限定列举 慈善、教育、宗教等 | 限定列举 貧困の防止・救済、教育の 振興、宗教の振興等 | 限定列举 慈善、教育、教会支援等 | 限定列举 保健、社会教育、まちづくり 等 |
| 非営利性 | 利益・残余財産の私的分配 不可 | 利益・残余財産の私的分配 不可 | 利益・残余財産の私的分配 不可 | 利益・残余財産の私的分配 不可 |
| 団体 への 優 遇 | 法人税の 非課税範 囲 | 本来事業 ^(注2) ※その他の事業については、収 益がチャリティの目的のみに用 いられる場合は一部非課税 | 本来事業 ^(注2) ※その他の事業については、収益 の一定額まで非課税 | 収益事業(34業種)以外 |
| | 投資収益 | 原則非課税 | 上に準ずる | 原則課税 |
| 寄附金 優遇措置 | 所得控除 | 所得控除等 ^(注3) | 所得控除 | 所得控除又は税額控除(控 除率は寄附金額の最大 50%) ^(注4) |
| | [限度額] 個人:所得の30%又は50% 法人:所得の10% | [限度額] 個人:給与支給額等 ^(注3) 法人:税引前利益 | [限度額]いずれか大きい額 ①所得の20% ②年間売上高と支払賃金の 合計の0.4% | [限度額] 個人:所得の40% 法人:(資本金等の 0.375%×月数/12 + 所得の6.25%)×0.5 |

(備考)非課税事業以外の事業には通常の法人税が課税される。また、非課税資格が認定されていない法人についても営利・非営利にかかわらず通常の法人が課税される。

(注1)上記の団体の他、非課税資格を得られる団体は、米国ではない告歳入法第501条(c)等に限定列举されている。

(注2)本来事業には、団体の本来の目的を達成するために付随的に行われる事業を含む。

(注3)給与支給時にチャリティ団体への寄附金額を天引きする制度や寄附者の納税額の一部を国が当該団体に支出する制度がある。

(注4)所得税の40%と個人住民税の控除の合計。個人住民税は、都道府県が指定した寄附金は4%、市区町村が指定した寄附金は6%、双方が指定した場合は10%控除される。

※本資料のアメリカ、イギリス、ドイツについては、平成22年第2回市民公益税制PT資料5を元に作成。3国について2010年1月現在の制度。

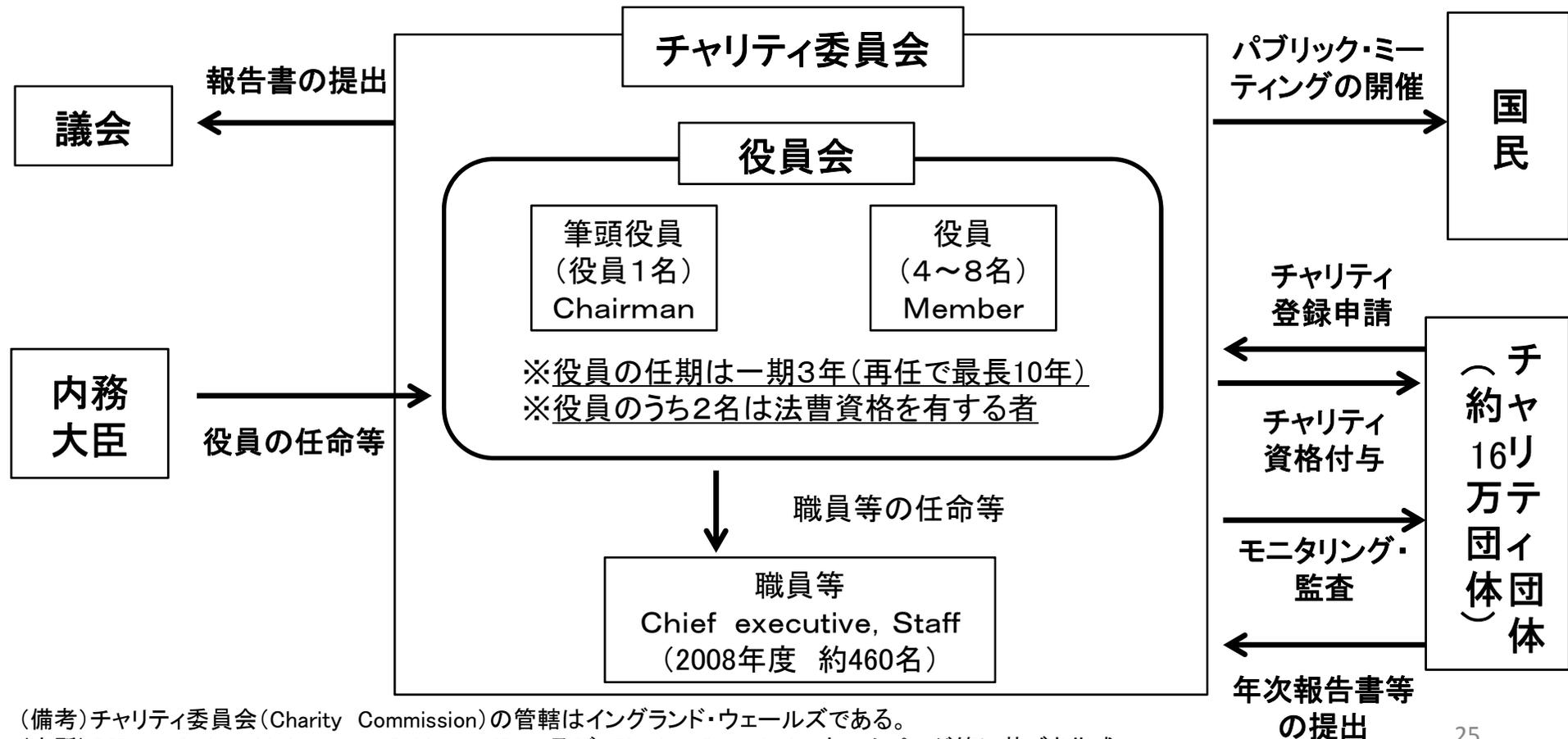
米国における501(C)(3)団体に係る寄付金税制の概要

| | | | |
|----------------------------|---|--|---|
| 寄附金対象 団体の 区分 | 内国歳入法501条(c)(3)団体 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 宗教、慈善、科学、文学、教育、国内外のアマチュア・スポーツ振興、児童・動物虐待防止を目的とする ・ 利益を出資者や個人に分配しない ・ 残余財産を社員、出資者に分配しない ・ 過度なロビー活動や、政治活動に関与しない | | |
| | 寄附を した者の 税制上の 取り扱い | パブリック・チャリティ 団体数：301,214団体以上 (他に内国歳入庁に申告書を提出していない教会 等の団体が存在する) | 私立財団 |
| 事業型私立財団 団体数：7,486団体 | | | 助成型私立財団 団体数：74,364団体 |
| 所 得 税 | 所得の50%を限度に所得から控除 (株式等の場合、所得の30%) | | 所得の30%を限度に 所得から控除 (株式等の場合、所得の20%) |
| 法 人 税 | 所得の10%を限度に損金算入 | | |
| 遺 産 税 | 非課税 | | |

- (注) 1. パブリック・チャリティは、教会や教育機関のほか、パブリック・サポート・テスト（原則として収入の1/3以上を寄附金や補助金が構成する等）の要件を満たし、内国歳入庁の承認を受けた団体等。パブリック・チャリティではない501(c)(3)団体は私立財団に分類される。
2. 私立財団は、事業型私立財団と助成型私立財団に分けられる。事業型私立財団とは、収益の85%以上を本来目的に沿った積極的な活動に支出する等の要件を満たす財団。それ以外は助成型私立財団とされる。私立財団には、投資収益課税（投資収益に2%で課税）や企業の総株式の一定割合超の保有に対する課税等のパブリック・チャリティにはない規制がかされている。
3. パブリック・チャリティ及び私立財団の数はIRS資料(2006)による。

イギリスにおけるチャリティ委員会の概要

- ・ チャリティ委員会は、チャリティ法に規定される大臣を長としない独立した法人格を有する行政機関。チャリティ登録申請を審査し、チャリティ資格を付与。チャリティ団体の管理・監督等を実施。
- ・ 同委員会には役員会(Board)が設置され、チャリティの運営等に精通している者を役員(筆頭役員1名を含む)として、内務大臣が任命。
- ・ チャリティ委員会は、自らの活動実績等に関する「年次報告書」を議会に提出。同時に、「パブリック・ミーティング」を毎年各地で開催し、国民に対する説明責任を果たしている。



(備考)チャリティ委員会(Charity Commission)の管轄はイングランド・ウェールズである。

(出所)Office of the third sector Cabinet office 及び Charity Commissionホームページ等に基づき作成。

※平成22年第2回市民公益税制PT資料5(2010年10月現在)。

寄附金に関する日米英の状況(未定稿)

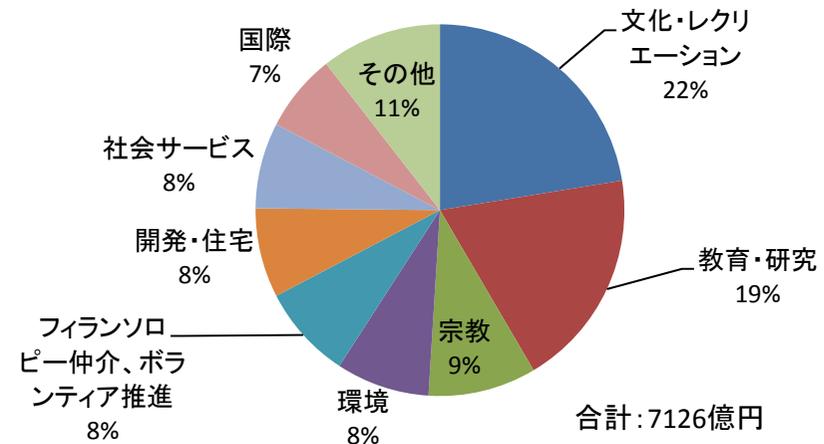
■寄附している分野

○日本:「文化・レクリエーション」「教育・研究」が多い

○米国:「宗教」「教育」が多い

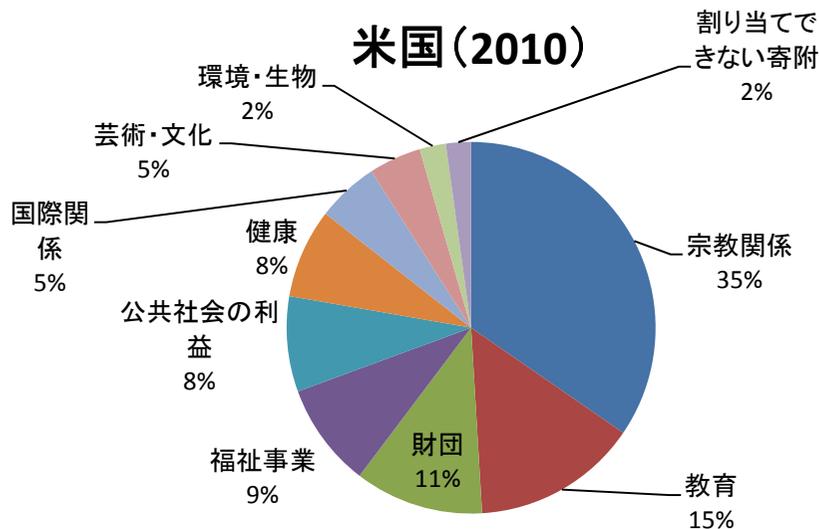
○英国:「医学研究」「宗教」が多い

日本(2008)



出典: 内閣府経済社会総合研究所[2008]より作成。

米国(2010)

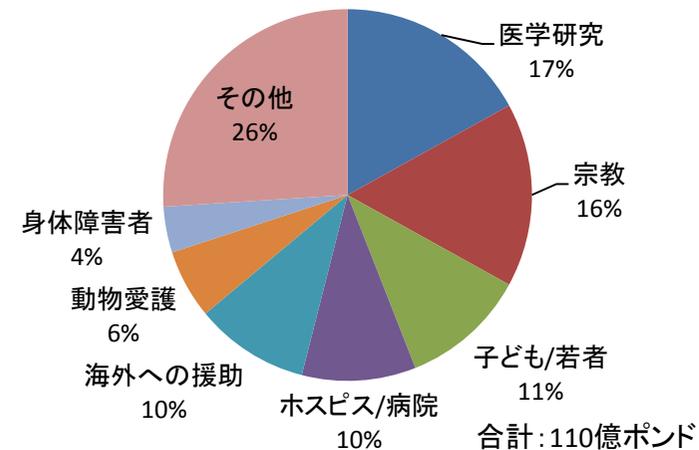


合計: 2908.9億ドル
(25兆5245億円)

出典: Giving USA(2011)より作成。

(備考) 寄附額の円換算については、米国については1ドル87.7円、英国については1ポンド135.6円(2010年平均)で計算

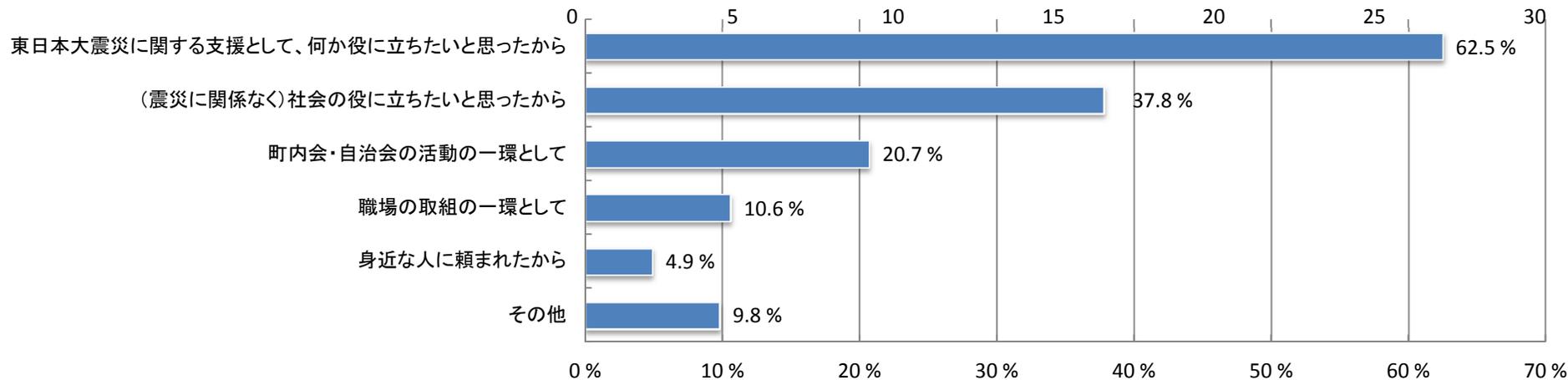
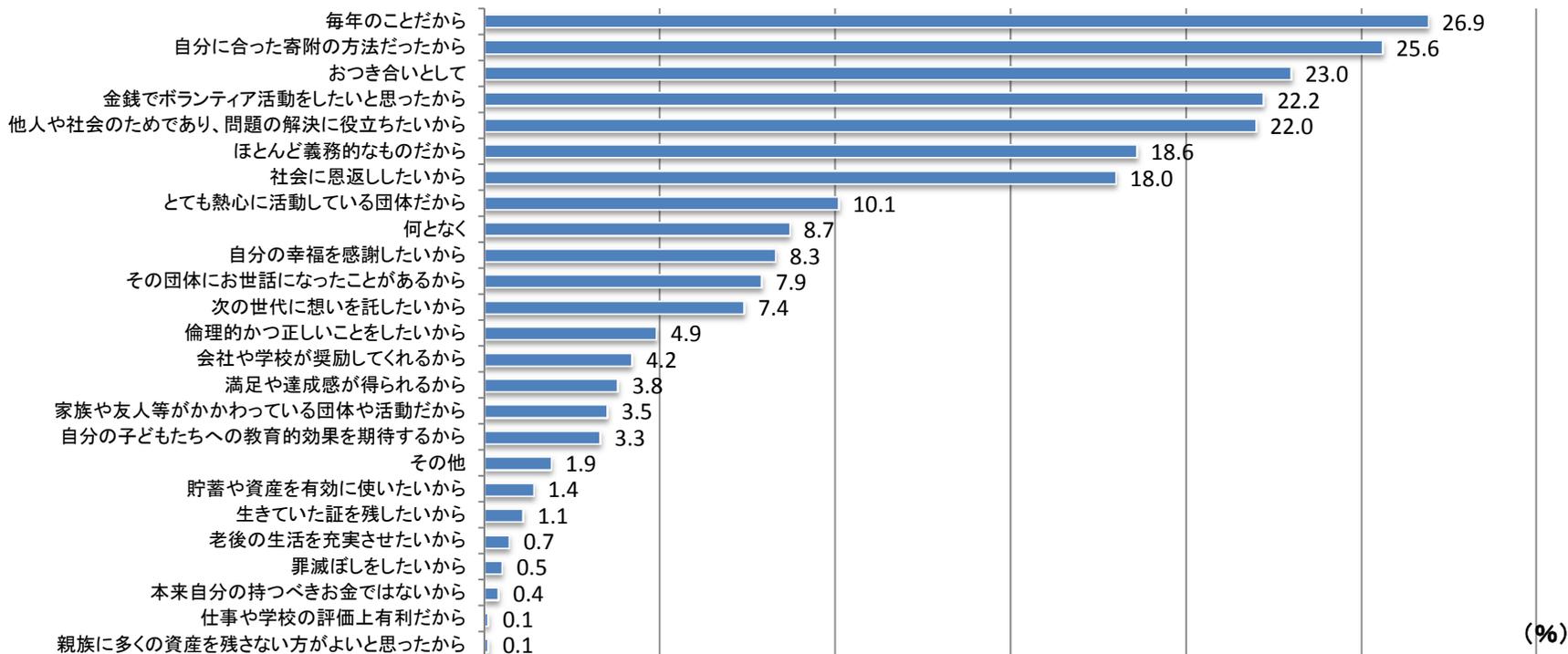
英国(2010/2011)



合計: 110億ポンド
(1兆4914億円)

出典: UK Giving 2011より作成。

日本における寄附の動機



出典：上図 日本ファンドレイジング協会「寄付白書2011」(平成23年5月17日～5月24日かけて行ったアンケート調査)

下図 内閣府「平成23年度特定非営利活動法人の実態及び認定特定非営利活動法人制度の利用状況に関する調査」(平成24年3月2日～3月7日かけて行ったアンケート調査)

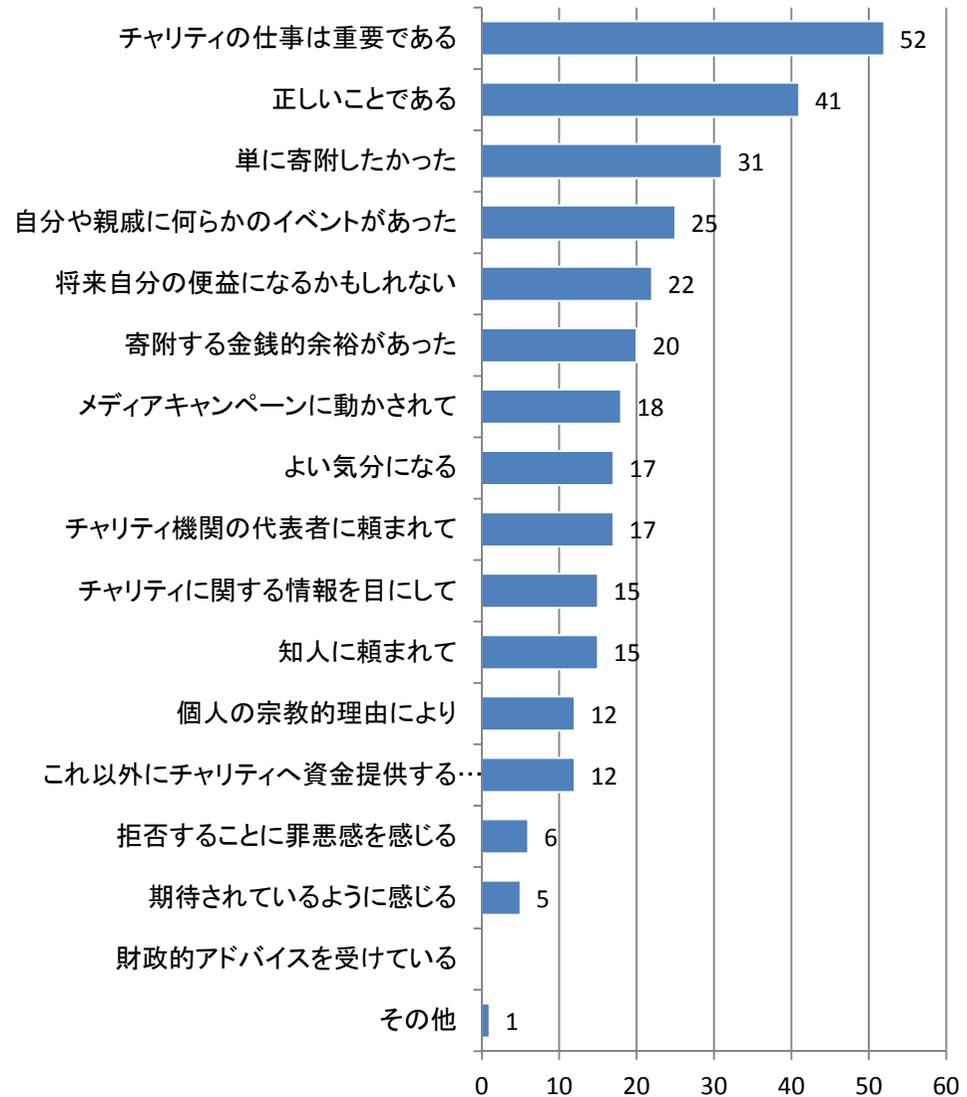
寄附の動機(アメリカ・イギリス)

米国

| 寄附理由 | 合計 |
|---------------------------------------|-----|
| 正しいことをしていると思うから | 76% |
| 自分の寄附が何らかの影響を及ぼすと思うから | 52% |
| 寄附したお金が自分が望む用途で利用されると思うから | 42% |
| 寄附により利益を受ける人を(個人的に)知っているから | 28% |
| 税金控除を受けたいから | 15% |
| 寄附を収集している人を知っているから | 13% |
| 雇用主が寄附をするように勧めたから | 6% |
| その問題に関してメディアの注目が集まっていたから | 2% |
| 資金収集者やその他のイベントなどで寄附をするようにプレッシャーを受けたから | 2% |
| その他 | 7% |
| よくわからない | 1% |

出典: Harris Interactive Inc. [2006]

英国



出典: 英国内閣府第三セクター局 [2007]